

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

道路附属物定期点検に係る

業 務 仕 様 書

令和 7 年 6 月

第1章 業務内容

1-1 業務目的

本業務は、道路附属物の現状を把握し、異常または損傷を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害防止を図る為、道路附属物（道路照明施設）の効率的な維持管理に必要な定期点検およびその記録、損傷度の判定並びに対策区分の判定を行うものである。

1-2 点検計画

受注者は、契約後速やかに道路附属物点検の実施体制を整えて、作業上必要な資料収集及び現地踏査をした上、実施計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

また、交通規制等の必要な協議資料を作成し、関係機関と協議をおこなうものとする。

1-3 道路附属物点検

点検にあたっては、「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）」に基づき点検を行うものとする（以下「点検要領」という）。

（1）点検対象

点検対象は道路管理者（徳島県）が設置した道路照明施設とする。

・道路照明施設

ポール照明方式（ハイマスト照明方式含む）、添架式（構造物取付照明方式含む）。

（2）点検部位

これまでの知見から、損傷等が生じやすい弱点部があることがわかっている。また、様々な構造形式が存在し、道路照明施設では信号機と統合したものや地域景観に配慮してデザインされたものがあるなど多様な構造を有する。従って、構造的特徴を考慮した弱点部に着目し、効果的に点検部位を設定する。

共通する点検部位としては、支柱等の本体、支柱等と各部の接続部、支柱基部がある。

なお、点検部位の詳細については「点検要領」を参照すること。

（3）点検項目

部材は、鋼部材及びコンクリート部材に大きく分けられる。鋼部材については、亀裂、腐食、変形・欠損等について点検するものとし、コンクリート部材については、うき、剥離、ひびわれについて点検する。

なお、点検項目の詳細については「点検要領」を参照すること。

1-4 点検方法

点検方法は、近接目視を基本とし、適宜、触診、打音等を行う。

また、必要に応じて（監督職員との協議による）、板厚調査等を実施する。

（1）近接目視

点検部位に対して点検用資器材（点検ハンマー、ルーペ等）を併用して近接目視を

行う。路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合は、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行い、掘削が必要となる場合は調査方法や必要な経費について監督員と協議を行うものとする。また、ナットの緩み等の確認のため、適宜、触診、打音等を行うものとする。今後の点検のため、ボルト・ナットに合いマークの設置を行う。

(2) 板厚調査等（監督職員との協議により必要に応じて実施）

近接目視の結果を踏まえ、必要に応じて超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験等を実施する。

1－5 応急措置等

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例としては、次が挙げられる。

①ナットのゆるみの再締め付け

②落下の可能性がある部品等の撤去

当該業務では、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点からの異常の発見を主目的としている。応急措置等で対応できない異常については、監督職員に報告を行い補修方法等について指示を受ける。

1－6 点検結果の判定

発見された損傷内容毎に次の判定を行う。

区分 a：損傷が認められない。

区分 c：損傷が認められる。

区分 e：損傷が大きい。

損傷内容と判定区分の詳細については「点検要領」を参照すること。

「点検要領」に記載されている内容は、車両の衝突により生じた変形、欠損などを発見する日常管理の一環で行う点検とは異なる観点で判定するものであり、車両の衝突により生じた、変形、欠損等を今回の点検で発見した場合には、監督職員に報告し措置方法等についての指示を受ける。

1－7 点検の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるように保管する。

①点検記録票（総括票）

②点検記録票（損傷記録票）

なお、点検記録票の作成は「点検要領」に従って行い、提出データを以下のとおりに作成する。

《提出データについて》

(1) 提出データは EXCEL データとする。

(2) 1つの点検対象施設につき1ファイルとする。

(3) ファイル名は「自治体コード_分野コード_通し番号_点検日時_識別コード」とする。

なお、数字は半角を用いる。

① 自治体コードは総務省が定める全国地方公共団体コードを入力する。

(参考 : <http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)

※ 地方道路公社の場合は所属する自治体のコードを利用する。

※ 徳島県は **360007**

② 分野別コードは下記 5 分野 8 施設ごとに 2 桁の番号をつける。

橋 梁	道路トンネル	舗 装	道路標識
11	21	31	41
道路照明施設	道路情報提供装置	横断歩道橋	道路のり面工・ 土木構造物
42	43	44	51

・ 橋梁上及びトンネル内に設置されている道路照明施設は、橋梁、トンネルに含める。

③ 通し番号は、00000000001 から順に 10 桁の通し番号をつける。

徳島庁舎	00000000001 ～ 0000010000
鳴門庁舎	0000010001 ～ 0000020000
吉野川庁舎	0000020001 ～ 0000030000
阿南庁舎	0000030001 ～ 0000040000
那賀庁舎	0000040001 ～ 0000050000
美波庁舎	0000050001 ～ 0000060000
美馬庁舎	0000060001 ～ 0000070000
三好庁舎	0000070001 ～ 0000080000

④ 点検日時は西暦月日の 8 桁（月、日が一桁の場合は 0 を入れて 2 桁にする）で記入する。なお、1 つの対象施設の点検が複数日にわたる場合は、点検が終了した日時を記入する。

⑤ 識別コードは地方自治体の場合、所定様式での報告は 00、独自様式は 01、地方道路公社の場合、所定様式での報告は 90、独自様式は 91 とする。

例）2013 年 5 月 8 日から 9 日にかけて徳島県徳島庁舎が実施した道路標識点検の結果を所定様式の場合

360007_41_0000000001_20130509_00.xls

① ② ③ ④ ⑤

1－8 既存台帳の整理

道路照明施設の既存台帳は、1－7 の点検記録の作成に併せて追加や修正を行い、電力会社との契約内容も併せて既存のデータベースを更新するものとする。

1－9 関係機関協議

必要により、道路照明施設に必要な関係機関との手続き（道路使用許可申請書等）及び協議資料の作成を行う。

※関係機関とは、交通管理者、他道路管理者、鉄道管理者等を示し、点検道路を管理する道路管理者は含まない。

1－10 報告書作成

点検結果（写真を含む）をもとに、「点検要領」の点検記録票様式に点検結果の整理を行い、報告書を作成する。

第2章 その他

2－1 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、要領）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2－2 成果品の提出

成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを紙媒体で2部、電子媒体で2部提出する。

2－3 打合せ

業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

尚、打ち合わせ回数は、3回を予定するものとし、業務着手時及び、業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

2－4 貸与資料

発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- ・道路附属物台帳（既存）

その他業務履行上必要な発注者の所有する資料について貸与するものとする。

2－5 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安体制を行い、安全管理に努めるものとする。